



Kobe Seminar on International Law 2017

南シナ海事件と国連海洋法条約

2017年8月24日(木)

場所：神戸大学（六甲台キャンパス）法学部第二学舎3階 中会議室

- 14:00-14:30 「南シナ海事件仲裁判断の射程—台湾の視点から—」
楊 名豪（京都大学特定助教）
- 14:30-15:00 「南シナ海事件仲裁判断の射程—日本の視点から—」
玉田 大（神戸大学教授）
- 15:00-15:30 質疑応答
15:30-16:00 休憩
- 16:00-16:30 「南シナ海仲裁事件と UNCLOS」
金 永明（上海社会科学院研究員）
- 16:30-17:00 「南シナ海事件仲裁判断における UNCLOS 121 条の解釈」
坂元 茂樹（同志社大学教授）
- 17:00-17:30 質疑応答

- ❖ 金永明 (Jin Yongming 上海社会科学院研究員)
1966 年生まれ。関西大学で修士号取得。2005 年、華東政法学院で法学博士号取得。現在、上海社会科学院中国海洋戦略研究センター主任、上海社会科学院日本研究センター常務副主任。専門分野は海洋法。
- ❖ 楊名豪 (Yang Minghao 京都大学大学院法学研究科特定助教)
台湾大学社会科学部卒業。政治大学大学院国際事務研究科修士課程修了（国際関係学修士）。京都大学法学研究科で修士号取得。2017 年 3 月、京都大学大学院法学研究科で博士号取得。専門分野は海洋法。

セミナーは日本語で行われます。参加登録は不要です。
連絡先：玉田大 (tamada@port.kobe-u.ac.jp)